

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

① 歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する課題

江戸時代から昭和初期までの歴史的建造物が数多く残される城下町は、昭和54年に竹田市史跡等環境保存条例を制定し条例で定める保存区域内の建造物・工作物・看板広告類等に対して保存基準を設け自然環境と歴史文化遺産の保存に努めてきた。しかし、生活の利便性などから歴史的な趣を損ねる改築が行われることも散見され、また、住民の高齢化や大型商業施設等の郊外出店等により、シャッターが閉められた店舗が見られるなど、城下町の空洞化が進んでおり、町並みの景観を阻害する要因となっている。

一方、指定文化財や登録有形文化財については、これまで保存修理に努めてきたことから、城下町の歴史を伝える上の象徴的な存在として継承されてきたが、未指定の近世・近代における歴史的建造物の適正な維持管理が行われず、活用もされておらず老朽化が生じている。



建物が取り壊され空き地となった箇所
(古町地区)



老朽化が進む住宅

② 文化財の保存に関する課題

城下町に存在する指定・登録有形文化財については、これまで保存修理を実施してきたが、未修理の物件も数多く存在している。また、未指定の文化財については、詳細な調査が行なわれず、価値付けがなされていないものが数多くある。

さらに城下町に残される文献資料や田能村竹田等が描いた豊後南画などの美術品は、現在、図書館や歴史資料館において保存がされているが、特に、図書館については、手狭な上に老朽化が著しいため、資料の適切な保管ができていない状況である。このように、資料を保管するスペースが不足していることに加え、貴重な資料や作品を保管する施設整備が不十分である。

③ 歴史的遺産の周辺環境に関する課題

城下町及びその周辺には多くの文化財があり毎年多くの観光客が訪れている。しかし、江戸時代から町割りがほぼ変化していないため道幅が狭い上、電柱・電線などの障害物があり観光客や来訪者の歩行に支障を来し景観形成にも影響を与えている。

また、老朽化した道路、統一化されていない商店街通りの街路灯や店舗の看板等についても町並み景観の周辺調和に多大な影響を与えている。

④ 観光・情報発信・啓発に関する課題

市内に残される歴史的風致を維持向上するためには、そこに住む住人が地域文化遺産の歴史的価値を認識することが必要であるが、こうした歴史的文化遺産を活用したまちづくりの基本方向を共有する機会が不足している。



乱立する電柱



色落ち・老朽化した道路舗装

一方では、城下町を訪れる来訪者のための駐車場が少なく、文化財の案内板や説明板の設置が十分とは言えない。案内板の乱立や説明板の統一感がないなどに加え老朽化も進んでおり、本市を訪れる観光客に対し、城下町回遊ルートの案内や文化財等の説明が充足されていない。また、城下町と岡城跡の距離が離れているため、双方へのスムーズな誘導を促す標識等の設置や歩いて移動するための歩道の確保、対応がなされていない。



老朽化した文化財説明版

総じて、本市を訪れる観光客等に対する観光案内施設や情報発信が不十分であり、その対応が遅れている。

⑤ 伝統行事・伝統芸能に関する課題

竹田市内で行われている祭礼は、地域住民の手により引き継がれ続けられているが、近年では多くの祭礼で人出不足や経済状況の悪化から祭礼日数や規模の縮小がなされ、その存続が危ぶまれている。また、神楽・獅子舞・白熊などの民俗芸能が市内各所に残され、地域の住民により伝承されている。これらの伝統芸能は農村地域の祭礼で演じられていることに加え、中心市街地である城下町で行われる各祭礼に古くから欠くことの出来ない存在となっている。しかし、伝統芸能で使用する用具の老朽化、若年層の市外転出や少子化から担い手の確保が難しくなっている。

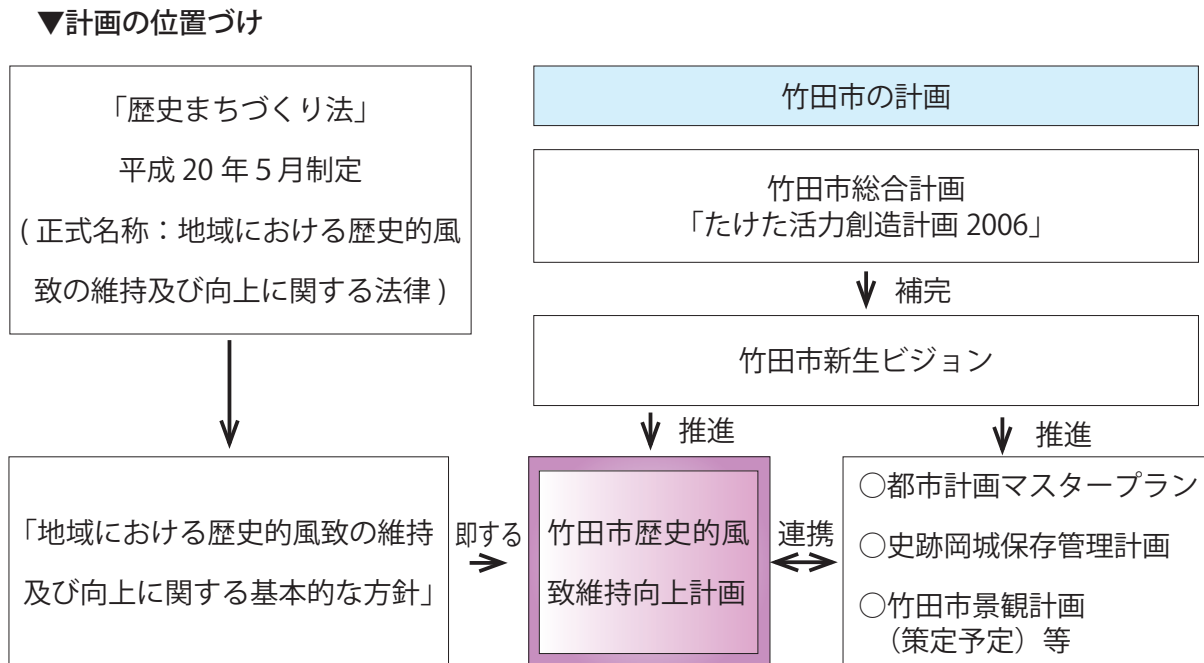
⑥ 市民活動に関する課題

城下町の歴史的風致を守り、将来へと継承していくためには、特に、地域住民の歴史・文化に対する理解が不可欠である。しかし、歴史・文化を学習する機会が不足しており、その担い手も不足している。

また、「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」をはじめとする文化芸術作品に触れることのできる場など、市民が活動を行うための施設の整備が不十分であり、活動に支障を来している。

(2) 上位・関連計画における歴史的風致の維持・向上に関する位置付け

竹田市における「歴史的風致維持向上計画」は、先に策定が行われている上位計画、また、関連計画との相関関係は、以下のような図の構成、体系の中に位置付けられる。



本計画の位置付け、本市上位計画等との相関関係は上図のとおりである。

竹田市総合計画では、「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」を都市像として掲げている。歴史的風致維持の向上に資する施策としては、城下町については町並み景観整備の推進、また、文化遺産の継承についてはその保護と継承する人材の育成を図ることとしている。また、総合計画を補完し、より具体的なまちづくりの方針を示す竹田市新生ビジョンでは、本市の基礎的素材である農業文化や農村風景を活かしたエコミュージアム構想と 400 年の歴史が積み重ねられた中心市街地における城下町再生プロジェクトを推進することとしている。関連計画となる都市計画マスタープラン並びに史跡岡城保存管理計画、竹田市景観計画（策定予定）などについても、各々の計画の中で本市固有の歴史・文化遺産を継承し、歴史的風致を維持向上させる施策の展開を謳っている。

上位計画及び関連計画における本計画の関与部分概要については次のとおりである。

① 竹田市総合計画における歴史的風致維持向上に関する事項

平成 18 年 4 月に策定した竹田市総合計画「たけた活力創造計画 2006」では、『自然と共生する住環境の整ったまち、歴史・文化の香りに満ちた心豊かな生活、健康で安らかな日常が保障され、皆が活き活きと働くことのできるまち、にぎやかに行き交う人々。』を本市の将来像とした。この将来像を実現するため、行政と市民のパートナーシップにより、貴重な地域資源が本市の地域力の源となるよう活用・連携を図ること、つまり「自然・歴史・文化を育む」ことによって、新たな発展の道を歩むとしている。

本市総合計画における「まちづくりの将来像」には、『自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市』を掲げ、まさに本市が歩んできた歴史的な経緯をイメージした都市像であり、歴史的風致を維持向上していこうとする方向を表現したものである。

計画期間は 10 年間で、平成 27 年を目標年とし、人口や産業別就業人口、世帯数などの目標値を設定、これを達成するために「施策の大綱」を定めている。その中で、歴史的風致の維持向上に関するまちづくりの基本方針及び施策の方針、主要施策等を抽出、以下に概要を表記する。

＝歴史的風致維持向上に関する基本方針及び施策の方針、主要施策＝

【基本方針Ⅰ】 自然と共生するすみやすい里づくり

【施策の方針Ⅰ－１】 市街地整備

【主要施策】

- i 魅力ある市街地の形成
- ii 町並み景観整備の推進

【基本方針Ⅱ】 未来を担う心豊かな人づくり

【施策の方針Ⅱ－１】 歴史や文化の保全・継承

【主要施策】

- i 文化遺産の保護と継承
- ii 郷土の歴史や資料館、文化施設のネットワーク化

【基本方針Ⅲ】 自然の恵みを活かし結び合うまちづくり

【施策の方針Ⅲ－１】 農林・畜産業の振興

【主要施策】

i 農村環境の整備・保全

ii 研究機関・観光産業との連携

【施策の方針Ⅲ－2】 商業の振興

【主要施策】

i 中心市街地及び各商店街の活性化

【施策の方針Ⅲ－3】 観光の振興

【主要施策】

i 広域的な周遊型観光ネットワークの確立

ii イベントの充実や観光資源の付加価値化の促進

iii 効果的な観光情報の発信

iv 地域資源の有効活用

また、上記の歴史的風致の維持・向上に関する基本方針等を推し進めるための具体策として、『自然や地域文化を生かした「経済システム」を創造する竹田ブランドづくり』、『恵まれた自然環境、歴史的環境保全を基本として、史跡・伝統と生活文化が融合した町並みづくり』の2つの柱を将来像実現のためのまちづくり戦略として謳っている。

② 竹田市新生ビジョンにおける歴史的風致維持向上に関する事項

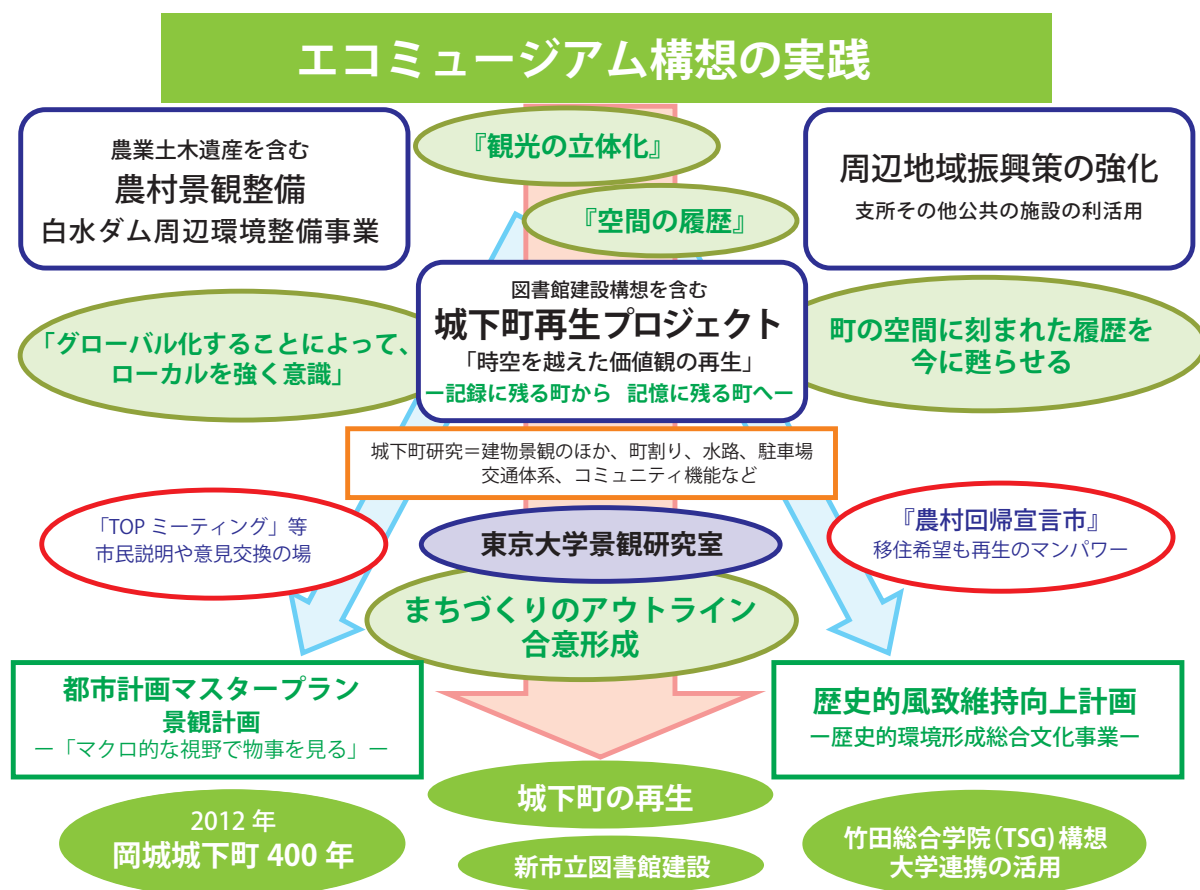
竹田市新生ビジョンは、平成 17 年 4 月の市町合併直後に策定された新竹田市の総合計画を補完し、将来に向けた具体的な政策展開を体系化するため、平成 23 年 3 月に策定したものである。

本市が秘めている「地域力＝竹田らしさへの気づき」、「人間力＝グローバルな人財育成」、「経営力＝世界に通用する価値の提供」、「行政力＝政策立案能力の強化」の 4 つを柱としている。本市がまちづくりのスローガンとして掲げる『TOP 運動』（T は竹田、トライ、O はオリジナル、オンリー、P はプロジェクト、パワーの頭文字）を基軸に、これらの 4 つの柱を結集して政策展開を図ろうとする政策マニュアルである。

この中で、歴史的風致の維持向上に関する力は、「地域力＝竹田らしさへの気づき」であり、『エコミュージアム構想と城下町再生プロジェクト』をテーマに掲げ、以下のような実践体系を構築している。

＝エコミュージアム構想と城下町再生プロジェクト＝

竹田市は、これまでに積み重ねられてきた歴史の中に、全国に誇れる遺跡・遺構や重厚な文化・芸術の蓄積が見られ、これらを本市固有の歴史・文化財産として大切に保有してきた。



市域には、日本初の農業土木遺産に認定された白水ダムをはじめ、音無井路、明正井路などの農業近代化遺産が点在し、今も「棚田」の景観風情を保っている。また、岡藩の城下町として400年の歴史を刻む中心市街地には、本市が継承してきた指定文化財の半数に及ぶ遺産が存在している。

守り受け継いできたこうした景観を「竹田型エコミュージアム構想」として構築、特に歴史・文化遺産が集中している中心市街地については、「城下町再生プロジェクト」として、東京大学大学院景観研究室と連携し、城下町再生の研究を進めていく。城下町の再生テーマは“情感まちづくり”とし、町割りや建物、水路の景観保全、芸術文化の拠点となる図書館整備、歴史的な城下町に触れ、これを紹介する交流施設の整備、無電柱化を例とする駐車場や交通体系の整備など、ハード面においては景観形成に配慮した整備を行う。

③ 都市計画マスタープランにおける歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市都市計画マスタープランは、平成 25 年（2013）3 月に策定した。目標年次を平成 42 年（2030）とし、社会経済情勢の変化に対応して、概ね 5 年～10 年毎に見直しを行うこととしている。

マスタープランの基本的事項として、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの目標」を示し、これを達成する具体施策として、「まちづくりの基本方針」及び「地域づくりの基本方針」を掲げている。特に、まちづくりの基本方針の中では、「重点プロジェクト」として「竹田型コンパクトシティの実現」を盛り込んでいる。

また、地域づくりの基本方針における地域別構想の中では、歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目を計上している。



竹田市の将来都市構造図

【まちづくりの基本理念】

＝活力に満ち、誰もが誇れる、我がまち竹田＝

【まちづくりの目標】

- I 「竹田らしい」 中心市街地と生活を支える身近な地域拠点の形成
- II 豊かな自然と歴史・文化薫る価値の高い地域の形成
- III 安心・安全に暮らせる強いコミュニティと地域を牽引する人財の育成

本計画中における「まちづくりの目標」では特に、『豊かな自然と歴史・文化薫る価値の高い地域の形成』を掲げ、歴史的なまちの構造を継承しつつも高次元の都市形成を目指したものである。

また、以下の「地域づくりの基本方針」では、市域を特徴的に7ブロックに分け、それぞれの地域ごとに将来の方向性を定め、歴史風致の維持向上に関する項目を全地域に計上している。

【地域づくりの基本方針】

i 竹田東部地域

- ・文化、芸術等の都市機能の集積
- ・情感あふれる城下町の再生
- ・地域行事を担う人材の育成

ii 竹田西部地域

- ・宿場町玉来の町並み再生

iii 竹田南部地域

- ・竹田湧水群、神原川等の水資源保全、活用
- ・集落を核とした伝統文化の継承

iv 竹田北部地域

- ・歴史、文化的資源を生かした地域振興の推進
- ・沿道景観に配慮した広域観光ルートの形成

v 荻地域

- ・美しい農の風景、眺望の保全、活用

vi 久住地域

- ・久住高原、牧野の維持、活用

vii 直入地域

- ・温泉、湧水、芹川等の水資源、水環境の保全

こうしたまちづくりの基本理念や目標を掲げる中で、地域づくりの基本方針における地域別構想として、特に中心市街地の拠点地区整備については、以下のとおり方針を示している。

竹田東部地域の竹田・豊岡地区並びに竹田西部地域の玉来・松本地区などの都市拠点地区は、本市の中心であり、また、周辺市町に対する広域的な拠点性を併せ持っている。多様な都市的サービスを提供できる地区として、総合病院、高校、文化ホール、図書館、ショッピングセンター、行政本庁、駅・バスターミナル等の広域を対象とした都市機能の集積を図っていく。特に、UIターン者の増加につながる道路や公園等都市施設の充実、また、商業施設や病院等の生活利便施設の誘致を推進するとともに、多くの市民が利用する施設では、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を推進していく。

また、中心市街地を形成する竹田・豊岡地区においては、魅力ある商業地や交流機能、或いは娯楽機能や文化施設等、都市の活力となる都市機能を育成するとともに、城下町としての歴史を活かした賑わいのある市街地の形成を目指していく。

具体的には、城下町を「賑わい創出エリア」、「エントランスエリア」、「歴史・文化エリア」の3つのエリアに区分し、図書館や地域の交流施設の整備、或いは道路の美装化や建物の修景を推進するなど、歴史的まちなみの中を日常的に人々が行き交う、竹田城下町の情感あふれるまちづくりを行っていく。

④ 史跡岡城跡保存管理計画における歴史的風致維持向上に関する事項

昭和60年3月に策定された史跡岡城跡保存管理計画において、石垣の修理とその研究、史跡保存のための竹木の整備、史跡の保存と修景、岡城跡についての再検討、史跡の管理とその体制について提言を受け、史跡岡城跡の保護・管理についての基本構想を確立した。

1. 保存を前提とした利用の基本方針

史跡岡城跡の保存を前提とし、保存整備と供に史跡の活用を図ることが必要である。

- i 観光客の利用
- ii 市域を中心とする地元のレクリエーション利用
- iii 利用の為にルート整備

2. 史跡の保存と利用を考えた史跡区域拡大の方針

現在の史跡を保護する為にも、その周辺地域に対して一定の開発制限が必要であり、既に史跡等環境保存条例によって史跡周辺は特別保護地区として指定されているが、前途した将来の利用と保存を考えれば、この特別保護地区を史跡として指定することが必要であると考えます。

3. 基本計画

将来の史跡利用を見越して、3種類の路線を計画する必要がある。

- i 歩行者専用幹線
- ii 自転車専用路線
- iii 歩行者専用の自然探勝路

4. 施設計画

i 主要な施設

- a 復元休憩舎
- b 史跡管理センター
- c 郷土樹木園
- d 西の丸庭園・地被植物園

ii その他の施設

- a 展望舎
- b ベンチ
- c 案内板
- d 給排水施設

⑤ 景観計画における歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市は、大分県南西部に位置し、市の中心部は江戸時代には岡藩 7 万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・経済・交通の拠点であった。山城だった岡城跡の麓には、今なお旧藩時代の城下町の面影を残す武家屋敷や寺社が立ち並び、独特の風情が感じられる。平成の合併以前の旧竹田市においては、昭和 54 年に「伝統的文化都市環境保存地区整備事業計画」、平成 13 年に「竹田区域まちなみ環境整備方針」を策定し、城下町としての伝統と歴史的景観を生かしたまちづくりを行ってきた。

平成 17 年 4 月 1 日に、旧竹田市と旧直入郡荻町、久住町、直入町が合併して新しい竹田市が誕生したことで、本市は、城下町の景観以外にも牧草地や温泉街等、魅力的で多様な景観を持つまちとなった。しかしその一方で、幹線道路沿いの看板の乱立、伝統的なまちなみの喪失、山林や農地の荒廃など、景観を阻害する動きも少なくなく、新たなまちづくりの柱の一つとなる景観形成の必要性が高まってきた。

このような背景のもと、平成 16 年に成立した景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、これまでの旧市町における景観施策を整理し、新市としての景観形成のビジョンを再構築するため、「竹田市景観計画」を現在策定中である。

今後策定する「竹田市景観計画」は、本市における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、個性ある美しいまちづくりを進めるための共通のビジョンとなる計画となる。

(3) 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と上位計画のまちづくり方針を踏まえて、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

① 歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する方針

歴史的な建造物が立ち並び、江戸時代からの町割りが残る城下町の景観について、引き続き竹田史跡等環境保存条例により保存区域内での自然環境や歴史文化遺産の保存に努める。

町屋や武家屋敷など歴史的建造物に対し、官民協同で有効活用を図るための方策を検討する。また、歴史的建造物の保全に加えて、点としての保全だけでなく、連続性のある景観を整備していくため、老朽危険家屋の除去や空き店舗対策を進め、町並み景観の向上を図るなど、策定予定である竹田市景観計画の方針に沿った城下町の景観風致の保全に努めていく。そのために、居住する住民に対し、城下町に残された歴史遺産との調和のとれた住環境整備のための支援を行う。

② 文化財の保存に関する方針

城下町及び周辺地域の国・県・市指定文化財及び登録有形文化財について、その所有者と共同して適切な管理及び保存修理を図り、公開活用を行う。未指定の文化財については、調査等を実施し価値の把握を行い、必要に応じて文化財指定や歴史的風致形成建造物指定を行い保存・活用に努める。

また、城下町の武家や町屋に残されている文献資料、市立図書館や歴史資料館に保存する貴重な歴史的資料、田能村竹田をはじめとする郷土の文人たちが描いた豊後南画などの美術品などを適切に保存するスペースを確保し、公開活用が行える施設整備を行う。

市民の教養の場としてその役割を果たす図書館には、未整備の岡藩時代の古文書等も保管しており、閉架図書と併せて整理を行い、広く公開ができるよう施設整備を行う。また、歴史資料館の施設整備を行い、資料館で保管、保有する貴重な資料の整理を進めるとともに、図書館と併せて歴史・文化遺産の集約的な分類整理を行い、未整理資料の調査研究を効率的に進展させ、公開活用を図っていく。

③ 歴史的遺産の周辺環境に関する方針

歴史的建造物の周辺において、歩行や景観の障害となっている電柱電線類の無電柱化や移設の推進を図り、歴史的な環境と調和したまちづくりを行う。

また、老朽化した道路の美装改修を行うとともに、商店街通りの街路灯や案内板、店舗の看板等の統一化を図り、城下町を訪れる来訪者が快適に散策を行うための環境整備を行う。

歴史的風致を形成する地域の住民に対して歴史的風致の維持向上に必要な支援を実施し、地域に居住する住民と行政との協働により、歴史と生活が融合したまちづくりを進める。

④ 観光・情報発信・啓発に関する方針

城下町から距離のある岡城跡へスムーズな移動を図るため、散策路及び誘導を促す標識等の整備を行う。高齢者や障害者に対しては、移動手段の確保や休憩場所の整備などの配慮について検討を深め、整備を図っていく。

碁盤目状の城下町において、歴史・文化遺産や関連施設を迷わずに巡るための統一感のある案内板や説明板を設置し、回遊性の向上を図るとともに、来訪者の為の駐車場の整備を併せて行う。

城下町におけるまちづくりの基本方向である「情感まちづくり」を目指し、展開していくためには、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』の基盤整備が必要不可欠であり、道路標識や歴史・文化遺産の案内板、説明板の整備はその基礎的事項である。

また、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』づくりは、中心市街地の基幹産業とも言える商業と密接に関連しており、歴史・文化遺産の活用を観光に結び付けることで、直接的に商店街の振興にも繋がる。このため、本市を訪れる観光客等に対しては、観光案内施設の整備充実を図り、歴史・文化遺産をはじめとする観光情報の提供に力を注いでいく。

⑤ 伝統行事・伝統芸能に関する方針

地域で行われる祭礼や伝統芸能を確実に後世へ継承していくために、担い手の確保や育成を目的とした支援を実施する。活動に必要な用具の整備等の支援も必要に応じ実施する。

また、活動の様子を地域住民に周知し、地域全体での保存・継承が図られるよう取り組みを行う。

⑥ 市民活動に関する方針

歴史的風致の維持向上には、地域住民に地域固有の歴史・文化への理解が不可欠であり、歴史・文化を活かしたまちづくりを行うための原点でもある。文化財巡りなど、地域の歴史・文化を学習する機会を確保するとともに、こうした機会を広く周知、拡大していく。このため、リーダーとなるボランティアガイドや市民講師の充実、レベルアップを図り、人材育成による歴史まちづくりの堅牢な土台を築いていく。

同時にこのような市民活動の支援については、活動を専門的に行うことができる場所の整備や先人の顕彰活動を行う施設の整備が欠くことのできない条件となる。

また、これまで継続してきた「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」などをはじめとする竹田市独自の個性的な先哲顕彰活動、そして市民自らが文化芸術に親しみ、その成果を発表できる施設の整備を行い、市民活動の拠点として、或いは歴史・文化の学習を深める場として活用を図って行く。

(4) 計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局の建設課・総合まちづくりセンター、文化財保護部局の文化財課が計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織されている「城下町再生プロジェクト庁内会議」を計画推進のための庁内の連絡・調整を行う。また、国・県の関係機関との協議を行い、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第11条に基づき設置した「竹田市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する委員会等に協議を行い、指導・助言を得る。また、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行う。

【計画の推進体制図】

